

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 東邦ホールディングス株式会社

【英訳名】 TOHO HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 濱田 矩男

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区代沢五丁目2番1号

【電話番号】 03 (3419) 7893

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 兼 財務部長 荻野 守

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

【電話番号】 03 (6838) 2800 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画本部 経営企画室長 熊田 敏彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 当社は、グループ経営体制を強化し、当社グループの競争力を高めることを目的として、純粹持株会社制から事業持株会社制に移行するため、現行定款第2条を事業持株会社体制に合わせた内容に変更するものであります。

(2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたため、現行定款第29条第2項および第42条第2項の規定を変更するものであります。

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役として、濱田矩男、河野博行、本間利夫、松谷竹生、森久保光男、荻野守、加藤勝哉、松谷高顕、枝廣弘巳、内藤温子、渡邊俊介、村山昇作、永沢徹を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、松本禎郎を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 決議の結果および 賛成割合(%) | | 可決要件 |
|---------------------|------------|------------|------------|---------------------|---------|-------|
| | | | | 可決 | 賛成割合(%) | |
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 577,595 | 3,025 | 1,569 | 可決 | 99.21 | (注) 1 |
| 第2号議案 取締役13名選任の件 | | | | | | (注) 2 |
| 濱田 矩男 | 543,300 | 37,349 | 1,569 | 可決 | 93.32 | |
| 河野 博行 | 567,482 | 13,167 | 1,569 | 可決 | 97.47 | |
| 本間 利夫 | 567,599 | 13,050 | 1,569 | 可決 | 97.49 | |
| 松谷 竹生 | 567,599 | 13,050 | 1,569 | 可決 | 97.49 | |
| 森久保 光男 | 567,599 | 13,050 | 1,569 | 可決 | 97.49 | |
| 荻野 守 | 567,598 | 13,051 | 1,569 | 可決 | 97.49 | |
| 加藤 勝哉 | 567,598 | 13,051 | 1,569 | 可決 | 97.49 | |
| 松谷 高顕 | 567,574 | 13,075 | 1,569 | 可決 | 97.48 | |
| 枝廣 弘巳 | 567,357 | 13,292 | 1,569 | 可決 | 97.45 | |
| 内藤 温子 | 567,356 | 13,293 | 1,569 | 可決 | 97.45 | |
| 渡邊 俊介 | 552,531 | 28,118 | 1,569 | 可決 | 94.90 | |
| 村山 昇作 | 474,148 | 106,502 | 1,569 | 可決 | 81.44 | |
| 永沢 徹 | 540,917 | 39,732 | 1,569 | 可決 | 92.91 | |
| 第3号議案 監査役1名選任の件 | | | | | | (注) 2 |
| 松本 禎郎 | 523,235 | 57,414 | 1,569 | 可決 | 89.87 | |

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものです。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものです。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以 上